⑶　入札者に要求される事項
①　電子調達システムにより参加を希望する者は、上記３⑷の提出期限までに、競争参加資格確認のための書類データを上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、上記３⑷の提出期限までに、競争参加資格確認のための書類を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間に支出負担行為担当官から提出書類に関する照会があった場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　支出負担行為担当官は、競争参加資格の確認を行い、競争参加資格確認通知書を発行するものとする。
⑺　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
⑻　本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札である。
⑼　契約締結日は平成27年４月１日、契約期間の始期は平成27年４月１日とする。ただし、４月２日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑽　手続きにおける交渉の有無　無
⑾　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuuichi Tsuda Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 55
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operation “SYOUYOU” and charter for port services craft, Port of Sendaishiogama, 1 set
⑷　Fulfillment period : 31 March 2016
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　“Service of products” in the Tohoku district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2013／2014／2015
③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
④　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 16 : 00　18 March 2015 (tenders brought with 16 : 00 18 March 2015 or submitted by mail 16 : 00 18 March 2015)
⑻　Contact Point for the notice : Takahiro Hatakeyama, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1―1―20 Kakyouin, Aobaku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年１月27日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　津田　修一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第21号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　55
⑵　購入等件名及び数量　相馬港港湾業務艇「おきかぜ」運航及び用船
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成28年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書による
⑹　入札方法　入札書に記載する金額は「運航（運航、運休）１日当たり」単価とする。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、原則として当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格の確認、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（上記⑵の書類を提出している者を除く。）
⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸　競争参加資格資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時まで（落札決定を保留している場合は落札決定の時まで）期間に、東北地方整備局から指名停止を受けていないこと。
⑹　上記⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該資格の決定を受けかつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑻　入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽　平成12年４月１日以降において、元請けとして船舶運航業務又は用船の実績を有すること。